

# 入札説明書

## 1. 入札参加資格の確認等

(1) 入札に参加を希望する者は、告示に従い、地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び必要な書類を提出しなければならない。

なお、提出方法は、持参によるものとし、市長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

また、期限までに申請書及び必要な書類を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

(2) 申請書及び必要な書類は、地域限定型一般競争入札試行実施要綱（平成 24 年 4 月 1 日制定。以下「要綱」という。）様式 1 から様式 4 までにより作成すること。

(3) 告示で提出を求めた書類については、次に従い作成すること。

なお、①の配置予定技術者の履行経験（告示において同種又は類似の施行実績をあわせて求めたときを含む）及び②の同種又は類似工事の施工実績については、平成 23 年 4 月 1 日以降に完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載をすること。

### ①配置予定技術者調書

ア 告示において対象工事ごとに定める配置予定技術者を要綱様式 3 に記載し、必要とする資格を記載するとともに、資格を確認できる書類（監理技術者資格者証の写し等）を添付すること。

イ 専任で配置を求める工事については、配置予定技術者を複数で申請することを認めるので、技術者ごとに調書を作成し、提出すること。

また、複数の配置予定技術者を申請した者が落札した場合、落札決定の通知後、ただちに配置予定技術者の中から配置する技術者を選定し、提出すること。

ウ 告示で配置予定技術者に同種又は類似工事の履行経験を同時に求めている場合には、要綱様式 3 に該当する工事を記載すること。

### ②同種又は類似工事施工実績調書

告示で工事ごとに定める同種又は類似の工事の施工実績を要綱様式 4 に記載すること。

### ③同種又は類似工事の施工を証する書面

上記②の同種又は類似工事施工実績調書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

また、あわせて当該工事の施工内容が確認できる書類（工事カルテ、設計書、図面等）も添付すること。

なお、共同企業体施工による実績を提出する場合は、協定書も添付すること。

#### (4) その他

- ①申請書及び必要な書類の作成並びに提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ②北見市は、提出された申請書及び必要な書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書及び必要な書類は、返却しない。
- ④提出期限以降の申請書及び必要な書類の差し替え又は再提出は、一切認めない。

### 2. 入札方法等

- (1) 入札書は、持参で提出すること。郵便等による提出は認めない。
- (2) 入札書を提出する際、地域限定型一般競争入札参加資格審査結果通知書（要綱様式 6）の写しを必ず提出すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、1 回とし、再度入札は行わない。ただし、予定価格の事後公表対象工事については、再度入札は原則 2 回とする。
- (5) 対象工事ごとの定めにより低入札価格調査の対象となる入札の結果、低入札価格調査制度の要領に規定する調査基準価格を下回る入札があったときは、低入札価格調査制度の要領に規定する調査を行い、落札者の決定を行うものとする。
- (6) 対象工事ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札の結果、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務取扱要領（平成 26 年内規第 49 号）に規定する最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

### 3. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札金額に応じた工事費内訳書を入札書と同時に提出すること。  
なお、入札書と工事費内訳書は、入札書を上にして重ね、左上を 1 箇所ホッチキス止めすること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、公示用設計図書に対応した内訳とし、金額等を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書の提出のない者がした入札又は内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しない者がした入札は無効とする。

### 4. 落札決定の取消し等

告示に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り

消すものとする。

なお、本市が入札資格のある旨確認した者であっても、開札のときにおいて北見市の競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 26 年内規第 52 号。以下「指名停止要領」という。）に規定する指名停止を受けている者又は開札のときにおいて告示 2 に掲げる資格のないものは、入札参加資格のない者に該当する。

#### 5. 落札者決定結果通知

- (1) 低入札価格調査の対象となる入札については、低入札価格調査制度の要領に規定する調査結果後、入札者にそれぞれ通知するものとする。
- (2) 最低制限価格を設ける入札については、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を無効とする。

#### 6. 契約書作成の要否

北見市財務規則（平成 18 年規則第 66 号）、告示及び本書に示す条件により契約書を作成するものとする。

#### 7. 契約の締結

落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約を締結しない場合は、落札を取り消す。

#### 8. 前払金及び中間前金払並びに部分払金の支払方法

- (1) 前払金  
契約金額の 4 割以内を限度とし、詳細は告示で定める。
- (2) 中間前金払  
（1）の支払いを受けた後、規定の要件を満たした場合、契約金額の 2 割以内を限度とし、部分払と選択できるものとする。
- (3) でき形部分払金  
既成部分の 10 分の 9 以内を限度とし、詳細は告示で定める。

#### 9. その他

- (1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、北見市財務規則、競争入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に規定する指名停止を行うことがある。

#### 10. 契約担当部局

北見市総務部契約課

090-8501

北見市大通西3丁目1番地1

電話 0157-25-1242

FAX 0157-25-6932